

はばたき

はばたき福祉事業団は、薬害エイズ被害者の救済事業を行う団体です

第16号

はばたき福祉事業団

〒162-0814
東京都新宿区新小川町9番20号
新小川町ビル5F
TEL 03-5228-1200
FAX 03-5227-7126
<http://www.habataki.gr.jp/>



厚生労働省に要望書提出

「血友病とともに生きる人のための委員会（愛称J-hem）」は、仁科豊委員長と九人の委員により昨年七月に設立されました。昨年十二月には「血友病患者のためのシンポジウム」を開催したことをこの機関紙の中でもご紹介いたしましたので、すでにご存知の方も多いと思します。

この委員会は①患者の自己判断・自己決定に必要な情報を収集・提供すること、②患者自身が患者の立場で、患者の自立支援のためのプログラ

ムを開発し普及すること、の二つの委員会（愛称J-hem）は、仁科豊委員長と九人の委員により昨年七月に設立されました。昨年十二月には「血友病患者のためのシンポジウム」を開催したことをこの機関

紙の中でご紹介いたしましたので、すでにご存知の方も多いと思します。多くの方に委員会を知つていただき理解を深めてもらうため①の情報収集・提供のためにホームページを立ち上げました。現在の段階では、J-hem委員の紹介、活動内容・報告等が中心ですが、今後は、血友病やその治療についての基礎的な知識だけでなく、製剤や患者が求める理想的な治療についてもお知らせしていきます。また最近深刻な問題となっているC型肝炎の最新情報をお伝えするとともに、昨年のシンポジウムで深まつた世界血友病連盟（WFH）との協力関係を生かし、WFHのホームページとリンクして海外の新着情報もお届けしたいと思います。

②の患者の自立支援のためのプロ

「小児血友病プログラム」スタート

血友病とともに生きる人のための委員会 いよいよ本格始動！



子供のためのプログラム

グラムとしては、血友病の早期実現に向けて、遺伝期を重要視し『小児血友病プログラム』の作成と『小児

血友病アンケート調査』に取り組んでいます。しかし、これらは初めての試みであり完成されたものではありません。しかし、これらは初めての試みであり完成されたものではありません。しかし、これらは初めての試みであり完成されたものではありません。しかし、これらは初めての試みであり完成されたものではありません。

十日北海道で、四歳児二人に對して『小児血友病プログラム』を試行しました。この年齢で血液や血友病の理解は難しいかと思われましたが、まずはこのような話を聞く体験が大切だと考えました。慣れない場所や人のなかで約一時間集中して話を聞くことができたことは大きな評価に値すると感じました。

今後は、愛知・岐阜でプログラムを行います。皆さまの地域でご要望がありましたらご連絡ください。



文部科学省に要望書提出

安部控訴審

患者が証人に

九月十八日、安部控訴審第六回公判が行われました。今回の証人ははばたき福祉事業団の大平勝美理事長。刑事裁判では初めて、被害者本人が証言台に立ちました。

一審では、患者の治療経過が判決に反映されず、医学論争に終始した結果、原告敗訴となりましたが、今回患者自らが証言を行うということ

で大変注目が集まりました。抽選にはならなかつたものの、傍聴席はほとんど埋め尽くされました。

今回の証人尋問では、非加熱製剤がなくても血友病の治療は可能であること、何%が死亡するという数字の大小は問題ではなく、発症したり、死する患者が一人でもいれば大変だと感じていたことなど、患者としての実感や経験を主張しました。被害者だからといって感情的にならず淡々と証言したこと、中立公正な証言という印象を与えました。科学的治験が確立されなければ対策がとれないということではなく、患者が一人でもいたら迅速に対応していただきたい」と、最後に訴えました。うなづきながらメモを取

り、証言を聞く裁判官の姿が印象的でした。

今回、患者の声を直接裁判所に送り届けることができ、これによつて医学論争一辺倒だつた一審判決を打ち破るために大きな楔を打ち込むことが出来たと思います。公判のあとが報告集会では、東京H.I.V.訴訟弁護団も、今回の尋問には手ごたえを感じていると感想を述べています。

また公判に先立つて、札幌や大部分で被害者や支援者らが集めた四二〇〇六名もの署名を裁判所に提出しました。この署名は、医師だけではなく、被害患者の話にも耳を傾けて、公正な裁判を行なうよう求めてきたもので、毎回の公判の前に裁判所への提出を続けてきました。今回

岡慎一郎長、ACCからは木村哲センター長、大平理事長が出席し、ACCの成り立ちや役割についてお話をいただきました。はばたき福祉事業団からは大平理事長が出席。ACCには患者が大きな期待を寄せていることを伝えた。

なお、十月二十一日に行われる予定だった風間睦証人に対する証人尋問は、前日になつて風間証人が体調を崩したため、中止となりました。

風間証人への尋問は十一月十八日の公判で行なわれます。また、松村明仁元厚生省生物製剤課長に対する控訴審の第一回公判は、十二月十八日午前十時より行われることが決まりました。

ACCとの情報交換会



H.I.V.感染症のナショナルセンターであるエイズ治療・研究開発センター(ACC)は、薬害エイズ裁判の和解に基づいた原告団と国の医療協議を基に、救済医療の拠点として設立され、はばたき福祉事業団との密接な連携の下で運営されています。

しかし、設立から七年が過ぎ、新たにACCに加わるスタッフも増え、設立の趣旨についての理解が少しずつ薄れてきているのではないかという危機感から、この度ACCとの情報交換会が行われました。

ACCからは木村哲センター長、岡慎一郎長が出席し、ACCの成り立ちや役割についてお話をいただきました。同時に、関係する薬事法の改正も行われ、特定生物由来製品として、血液製剤のラベル等に、血液が採取された国名とその採血方法(献血)又は「非献血」が表示されることが徹底されました。これは、血液製剤を使う患者や家族の選択の機会を確保するためのものです。

◆採血国

現在、日本国内で流通している血液製剤(血漿分画製剤)の原料となる血液(血漿)が採取され

ている国は、日本、米国、ドイツ、オーストリア、スウェーデンの五カ国ですので、血液製剤のラベル等には、このいずれかの国名が表示されます。ただし、ひとつの血

いました。

参加したACCスタッフからは、血友病患者の肝炎治療についてたいへんな危機感を抱いているとの意見が出されました。今後はスタッフが患者のもとに直接出向くことも含め、積極的治療に取り組んでいきた

血液製剤の表示が変わります

昨年、国会で成立した「安全な血液製剤の安定供給確保に関する法律」は、今年七月三十日に施行されました。同時に、関係する薬事法の改正も行われ、特定生物由来製品として、血液製剤のラベル等に、血液

が採取された国名とその採血方法(献血)又は「非献血」が表示されることが徹底されました。これは、血液製剤を使う患者や家族の選択の機会を確保するためのものです。

◆採血方法

以下の三つの条件をすべて満たしている場合には、「献血」と表示されます。それ以外の場合

は、すべて「非献血」と表示されます。

「献血」は①採血国の政府が、「自発的な無償供血」を定義していること

②その定義が、一九九一年国際赤十字・赤新月社連盟第八回総会決議と同じ趣旨であること

③当該国の「自発的な無償供血」の定義にそつて採血されたことが確認できること

採血国、採血方法は、血液製剤以外にも、遺伝子組換え型第V因子製剤及び遺伝子組換え型インターフロン- β -1b製剤にも表示されます。

各国の状況など、詳細について

は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

(http://www.mhlw.go.jp/qaindex.html)

薬害根絶フォーラムを終えて

輸血用血液製剤の
危機管理について

理事長 大平 勝美

「薬害根絶」の実現のため、全国の薬害被害者団体が結集して結成された全国薬害被害者団体連絡協議会（略称・薬被連）の主催による「第五回薬害根絶フォーラム」が、十月十八日に東京・共立薬科大学で開催されました。当日は朝から天候がすぐれませんでしたが、およそ二三〇名の方が会場を訪れました。

フォーラムは二部構成。まず第一部では「薬害被害の実態報告」が行われ、各薬害被害者団体の代表が自らの体験を踏まえて、被害の実態を訴えました。特に今回は「産婦人科の薬害」を特集し、陣痛促進剤によつて被害を受けた方へのインタビューがビデオ上映されました。

第二部では、「薬被連活動の報告と医薬品販売の落とし穴」と題するパネルディスカッションを行いました。

活動報告では、今年八月に行われた厚生労働省及び文部科学省交渉の内容が報告されました。また、全国の医学部や薬学部では薬害被害者の声を直接聞く特別講義を行う大学が

増えている、との報告がありました。これは、薬被連が訴えてきた活動の成果です。

パネルディスカッションでは、昨今話題のコンビニでの医薬品販売の問題点について討論。医薬品の安全性が、利便性と経済効率の犠牲にされている現状があらためて指摘されました。また、現在行われている「医薬品のうち安全上特に問題のないものの選定に関する検討会」の中で、その選定作業が進められており、薬被連も意見書を提出し、検討会に出席した代表者が意見陳述も行つたところです。しかし、この検討会も次回からは非公開となりました。理由は、「この検討会で選定されなかつた医薬品は安全ではないのか」との混乱を招くおそれがあるからとのことです。しかし、このように検討会を非公開にして「隠す」ことのほうが、はるかに混乱を招くのではないかとの批判の声がありました。

かつて学校の教科書には「副作用のない薬はない」との記述があつたのです。医薬品には本質的にリスクが伴うもの。だからこそ、そうした医薬品の使用をストップできる最後の砦として、信頼できる薬剤師がいる薬局が医薬品を販売すべきではないのでしょうか。薬被連では、今後もこの問題について意見を表明していくことを確認しました。

また新たな医薬品の副作用として、ステロイド皮膚症が、患者から報告されました。ステロイド皮膚症は、皮膚に塗つたステロイド剤が体内で飽和状態になり、風にあたつても皮膚に痛みが生じるのだそうです。今後も注目していきたいと思います。最後に、声明文を読み上げ、四時間にわたるフォーラムを締めくくりました。



日本赤十字社が供給している輸血用血液製剤及び血漿分画製剤の原料B型肝炎ウイルスが混入してしまった報道が今年の六月ころからつい最近まで続いています。血液製剤の安全性を揺るがす大きな問題です。献血された血液にB型肝炎ウイルス(HBV)、C型肝炎ウイルス(HCV)、及びエイズ原因ウイルス(HIV)を遺伝子レベルで検査するNAT(核酸増幅検査)が日本にはあります。

NATはこれまで、その有効性がないへん強調されていました。しかしつたこと、責任体制の不明確さなどが原因と考えられます。今後は、安全確保に向けて輸血用血液製剤のウイルス不活処理が急務です。これを日本赤十字社が迅速に確保できるか、国と共に重大な責任を負つています。

NATはこれまで、その有効性がないへん強調されていました。しかしつたこと、責任体制の不明確さなどが原因と考えられます。今後は、安全確保に向けて輸血用血液製剤のウイルス不活処理が急務です。これを日本赤十字社が迅速に確保できるか、国と共に重大な責任を負つています。

これは、科学技術に対応した最新最高度の検査体制を敷いていなかつたこと、リスク感知の時点で原因を把握する遅延体制が機能していなかつたこと、責任体制の不明確さなどが原因と考えられます。今後は、安全確保に向けて輸血用血液製剤のウイルス不活処理が急務です。これを日本赤十字社が迅速に確保できるか、国と共に重大な責任を負つています。

このため、献血血漿サンプルを一つ一つNATで調べたところ(個別NATと呼びます)、ウイルスが入っていたことが判明しました。厚生労働省自らも、血液行政の責任が問

われる問題として事態を厳しく受け止め、日本赤十字社に対し個別検体調査を命令しました。その結果、九月二十五日までにB型肝炎ウイルスが検出されたものは六四本(三、九〇三本中)がありました。残念ですが、その中で輸血による感染事例は三件ありました。現在もまだ調査中です。

いる血漿分画製剤については、現在はウイルスの不活性化処理がされていて、安全性が確保されています。

各支部の活動から

アンケートで

北海道支部

ブロック拠点病院・厚生労働省と原告団による三者協議に向けて、

状について情報交換するなど、有意なひと時を過ごしました。

和解の原点に立ち返つて

中部支部

患者の現状を知るために電話アンケートを行ないました。今までつながりのなかつた方にも恐るおそる電話したところ、意外にもていて質問に答えていただくことができ、ほ

患者によつては体調があまりよくない人、慢性肝炎が進行している人などもいて、大変心配です。三者協議が実質的に患者の医療の前進につながることを望みます。

医療講演会を終えて

東北支部

九月に岩手で医療講演会・交流会を実施しました。医療講演会ではブロック拠点病院の諸先生方によるHIV医療や日常の健康管理、血友病の講演や、東京医科大学の福武勝幸先生による「血友病・HIV・HCV多重感染患者における肝炎治療最前线」といった講演を行いました。交流会では、医師や患者等の立場の方が共に卓を囲み、互いの近況や病

九州支部では、本部や他支部と比較すると、諸団体との交流が少ないようになります。しかし、事務局員や相談員との個人的な繋がりを足がかりに、支部としても親密な交流がも

肝炎訴訟に連帯して

九州支部

● 賛助会員募集中 ●

学生会員 年間 一口 1,000円
個人会員 年間 一口 3,000円
団体会員 年間 一口 10,000円

○はばたき福祉事業団の運営を安定させるために、賛助会員を募集しています。ご家族やお知り合いの方にも声をかけて頂けると幸いで

す。
○賛助会員の皆さんには、ニュースをお送りします。
○お申し込みは、郵便振替用紙に住所・氏名等ご記入の上、会費を添えて、郵便局からお振込み下さい。

(郵便振替)

口座番号 00130-2-396502
名義 はばたき福祉事業団

活動を進めるための大きな力となるご寄付もよろしくお願い致します。

被災者への医療体制がより充実していくよう、原告団としての取り組みを続けるとともに、はばたき福祉事業団中部支部としても、患者への情報提供などに力を入れていきます。

薬害根絶デー



薬被連では厚生労働省敷地内に薬害根絶「誓いの碑」が建立された八月二十四日を「薬害根絶デー」と定め、その前後の日に文部科学省や厚生労働省との協議や要望書の提出等の活動を行っています。五回目を迎えた今年は、八月二十二日に薬被連

に加盟している一〇団体の被害者や支援者ら、およそ百名が参加して行われました。今年は新たに薬被連に加わった薬害肝炎全国原告団も支援者や国会議員とともに参加。厚生労働省前でリレートークを行い被害の実態を訴えました。

福岡では、今年四月に薬害肝炎九州訴訟が提訴されました。薬害エイズ事件と同じような構図で起つたこの問題に対しても、積極的に支援を行つていただきたいと思います。

厚生労働大臣が出席。薬害C型肝炎患者の治療を速やかに実施できる体制の構築や独立行政法人問題に関する州訴訟が提訴されました。薬害エイズ事件と同じような構図で起つたこの問題に対しても、積極的に支援を行つていただきたいと思います。

編集後記

「障害者」を「障がい者」の表記に改めたり、病院では「患者様」という呼び名が使われたり、何か変！と思うことがたびたびです。各地で始まっている厚生労働省やブロック拠点病院との協議では、内実の伴つた議論ができますように。(す)

はばたき福祉事業団

本 部	〒162-0814	東京都新宿区新小川町9番20号 新小川町ビル5階 TEL 03-5228-1200 FAX 03-5227-7126
北海道支部	〒064-8506	札幌市中央区南4条西10丁目 北海道難病センター TEL/FAX 011-551-4439
東 北 支 部	〒980-0804	仙台市青葉町大町2-3-12 大町マンション402号 増田法律事務所気付 TEL 022-215-0303 FAX 022-215-0301
中 部 支 部	〒460-0001	名古屋市東区泉1-1-35 ハイエスト久屋5階 柴田・羽賀法律事務所気付 TEL/FAX 052-241-5953
九 州 支 部	〒814-0002	福岡市早良区西新4丁目9-39 中野ビル6階 西新共同法律事務所気付 TEL/FAX 092-717-6329